

○広島修道大学大学院法学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下、「学則」という。）に基づき、法学研究科の学生の履修について必要な事項を定める。

(コースの登録等)

第2条 学生は、入学後、指定期日までに、修士論文コース（修士論文を提出するコース）又は演習コース（修士論文に代えて特定課題研究論文を提出するコース）のいずれかを、所定のコース届によって登録しなければならない。

2 登録コースは、指導教員の承認を得て、学年はじめの指定期日までに、所定のコース変更届を提出して変更することができる。

3 修士論文及び特定課題研究論文の作成及び提出に関し必要な事項は別に定める。

4 国際政治学専攻の学生は、国際政治研究専修又は地域行政研究専修のいずれかを、所定の専修届によって登録しなければならない。

(法律学専攻の単位修得要件)

第3条 修士論文コースの学生は、指導教員の担当する研究指導8単位に加えて、研究指導を除く授業科目を22単位以上修得しなければならない。ただし、学則第25条第1項ただし書きが定める優れた業績を上げた者については、研究指導4単位に加えて、研究指導を除く授業科目を26単位以上修得しなければならない。

2 演習コースの学生は、演習8単位に加えて、研究指導を除く授業科目を26単位以上修得しなければならない。

(国際政治学専攻の単位修得要件)

第4条 修士論文コースの学生は、指導教員の担当する研究指導8単位に加えて、研究指導を除く授業科目を22単位以上修得しなければならない。ただし、学則第25条第1項が定める優れた業績を上げた者については、研究指導4単位に加えて、研究指導を除く授業科目を26単位以上修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目22単位以上又は26単位以上について、次のとおり定める。

(1) 国際政治研究専修の学生は、国際関係・平和研究群及び地域・歴史研究群の授業科目を14単位以上修得しなければならない。

(2) 地域行政研究専修の学生は、政治・行政研究群及び政策研究群の授業科目を14単位以上修得しなければならない。

3 演習コースの学生は、演習6単位に加えて、研究指導及び演習を除く授業科目を28単

位以上修得しなければならない。

4 前項に定める授業科目28単位以上について、次のとおり定める。

(1) 国際政治研究専修の学生は、国際関係・平和研究群及び地域・歴史研究群の授業科目を16単位以上修得しなければならない。

(2) 地域行政研究専修の学生は、政治・行政研究群及び政策研究群の授業科目を16単位以上修得しなければならない。

(指導教員)

第5条 学生の指導教員は、本研究科委員会において定める。

(履修登録)

第6条 学生は、各学期はじめの指定期日までに、所定の履修届により、当該学期に履修する授業科目を登録しなければならない。ただし、演習を除く後期集中科目並びに第9条及び第10条で定める授業科目を履修する場合は前期に登録しなければならない。

2 学生の履修登録は、研究計画及び指導教員の指導に基づく内容となるようにしなければならない。

3 登録内容は、登録後に変更することはできない。ただし、教育上特別な事情があると本研究科委員会において認める場合はこの限りではない。

(履修登録上の制限)

第7条 研究指導を除き、次の授業科目は登録することができない。

(1) 担当者が異なる場合を除く同一名称の授業科目

(2) 単位を既に修得した授業科目

2 演習は、各演習の指定授業科目とあわせて登録しなければならない。ただし、指定授業科目の単位を既に修得している場合は、演習のみを登録することができる。

3 演習の履修登録は、各学期4単位を上限とする。

4 1年間に履修登録できる単位数は、修士論文コースは34単位、演習コースは38単位を上限とする。

(既修得単位の認定)

第8条 本研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学則第19条に定めるところにより、学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後に本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院の他研究科及び他専攻の授業科目において修得した単位については、15単位を超えないものとする。ただし、

本研究科（法律学専攻・国際政治学専攻）の大学院生推薦（ダブルディグリー）入学試験に合格し入学した場合については、本研究科及び本大学院の他研究科の授業科目において修得した単位のいずれも10単位を超えないものとする。

3 前項により認定された単位は、第3条及び第4条の単位修得要件に含まれる。

（他研究科・他専攻における授業科目の履修）

第9条 学生は、指導教員の承認を得て、他研究科又は他専攻の授業科目を10単位まで、第3条及び第4条の単位修得要件に含まれる単位として履修し、修得することができる。

2 前項の授業科目については、担当教員及び当該科目を開設している研究科の長の承認を得て登録しなければならない。

（他大学大学院の授業科目の履修登録）

第10条 学生は、指導教員の承認を得て、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を15単位まで、第3条及び第4条の単位修得要件に含まれる単位として履修し、修得することができる。

2 学則第20条に定めるところにより、第8条及び前項の規定によりみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、すべてを合わせて20単位を限度とする。

（学部授業科目の履修）

第11条 学生は、教育上の必要があると本研究科委員会において認める場合は、指導教員が指定する学部の授業科目を履修しなければならない。ただし、修得した単位は第3条及び第4条の単位修得要件の単位に含めることはできない。

2 前項の授業科目については、担当教員及び当該科目を開設している学部の長の承認を得て登録しなければならない。

3 第1項に規定する授業科目のうち、教育職員免許状申請に関する科目として履修する場合は、科目等履修生として履修しなければならない。

（学修の評価）

第12条 演習を除く授業科目は、試験によりその学修を評価する。

2 演習は、演習論文によりその学修を評価する。演習論文の作成及び提出に関し必要な事項は別に定める。

3 学修の評価は、次の各号の基準により行い、AA・A・B・Cは合格、Dは不合格とする。なお、Xは評価不能を示す。

(1) AAは、90点以上100点までとする。

- (2) Aは、80点以上89点までとする。
- (3) Bは、70点以上79点までとする。
- (4) Cは、60点以上69点までとする。
- (5) Dは、59点以下とする。

(在学期間の特例)

第13条 学則第25条第1項ただし書きが定める優れた業績を上げた者については、修了に必要な在学期間は1年以上あれば足りるものとする。

2 前項にいう「優れた業績」の基準については別に定める。

(その他必要事項)

第14条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関して必要な事項は、本研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(事務担当)

第15条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1994年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、第2条、第3条、第5条から第7条まで、第9条から第14条までを改正し、第15条、第16条を削除し、第17条を繰り上げて、1994年4月20日改正し、1995年4月1日から施行する。ただし、改正後の第13条、第14条、1995年度入学生より適用する。
- 3 この細則は、第3条、第10条を改正し、1996年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、第7条、第8条第2項、第13条第1項、第14条第1項を1999年12月3日に改正し、1999年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、2001年12月6日に第6条、第7条第1項、第10条、第11条、第13条第1項を改正し、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 6 この細則は、2002年3月7日に第3条、第4条、第7条、第8条、第12条を改正し、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 7 この細則は、2003年3月6日に第14条及び第15条を繰り下げ、新たに第14条を追加し、2003年4月1日から施行する。

- 8 この細則は、2003年5月1日に第6条、第7条を改正し、新たに第8条、第9条、第10条を追加し、現第8条から第16条を第11条から第19条に繰り下げて2004年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、第8条を改正し、2004年4月1日から施行する。
- 10 この細則は、その全部を2004年10月28日に改正し、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前に入学した者については、なお従前のおりとする。
- 11 この細則は、第2条（第1項、第3項）、第5条（第1項）及び第11条（第2項）を2006年2月7日に改正し、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前に演習コースに登録した者については、第2条（第1項、第3項）及び第11条（第2項）について、なお従前のおりとする。
- 12 この細則は、第9条を2008年2月7日に改正し、2008年4月1日から施行する。
- 13 この細則は、2010年9月30日に第1条、第3条第1項、第12条第1項と第2項を改正し、新たに第5条第2項を追加し、現第2項を第3項に繰り下げ、第12条第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げ、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、なお従前のおりとする。
- 14 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 15 この細則は、2013年6月6日に第5条第1項を改正し、2013年4月1日から施行する。
- 16 この細則は、2015年9月3日に第14条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 17 この細則は、2017年3月1日に第4条、第6条第1項及び第11条第3項を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 18 この細則は、2019年3月1日に第10条第3項を追加し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 19 この細則は、2019年6月5日に第8条第1項及び第9条を改正し、同日から施行する。
- 20 この細則は、2021年3月1日に第8条第1項及び第9条を改正し、第7条第2項及び第3項を追加し、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 21 この細則は、2021年3月1日に第3条第1項、第4条及び第5条第1項を改正し、第2条第4項を追加し、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度以前に入学した

者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

22 この細則は、2023年3月1日に第5条第2項、第7条第1項、第2項及び第13条を改正し、新たに第5条及び第9条第2項を追加し、以下条数を繰り下げ、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。